

ケアハウス・ショートステイ 利用料金表

令和6年9月1日現在

① サービス利用料金 (1日あたり)

対象収入	生活費	事務費	管理費	光熱水費	暖房費(11~3月)
1,500,000円 以下	1,493円	333円	1,166円	333円	69円
1,500,001~ 1,600,001円	1,493円	433円	1,166円	333円	69円
1,600,001~ 1,700,000円	1,493円	533円	1,166円	333円	69円
1,700,001~ 1,800,000円	1,493円	633円	1,166円	333円	69円
1,800,001円 以上	1,493円	733円	1,166円	333円	69円

② 介護保険自己負担額 (介護サービス費の1割の額・1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	586円	658円	734円	804円	879円

介護保険自己負担額 (介護サービス費の2割の額・1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	1,172円	1,316円	1,469円	1,608円	1,759円

介護保険自己負担額 (介護サービス費の3割の額・1日あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	1,759円	1,975円	2,203円	2,413円	2,638円

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額が変更となります。

※区から配布される負担割合証のとおりとします。

③ 介護保険加算自己負担額

夜間看護体制加算	1日	11円	看護師による24時間連携体制、健康管理体制の確保(重度化対応の指針を作成します)
若年性認知症入居者受入加算	1日	131円	若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する。
サービス提供体制強化加算 (I)イ	1日	23円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること
サービス提供体制強化加算 (I)ロ	1日	19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること

④介護職員処遇改善加算（1日あたり）

・介護職員処遇改善加算（介護職員の賃金改善を実施するものとして、処遇改善計画書を作成し都知事に届け出た場合）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護職員 処遇改善加算	93 円	102 円	112 円	121 円	131 円

⑤上乗せ介護費用（1日あたり ※1ヶ月30の月の場合）

人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料です。当施設は利用者と職員の比率が 2.5：1 以上の配置となっています。（国の配置は 3：1 です）

各介護度別に上乗せ介護費を算定しています。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
上乗せ介護費用	1,216 円	1,333 円	1,516 円	1,666 円	1,816 円

⑥実費

◆日用消耗品のレンタル料金（※寝具類とマットレスはレンタルしていただきます）

品目	単価	月額（30日計算）
マットレス（オムニマット）	20 円/日	600 円
マットレス（トリオレ）	25 円/日	750 円
寝具類一式	60 円/日	1,800 円
バスタオル	30 円/枚	516 円
フェイスタオル	15 円/枚	129 円
おしぼりタオル	10 円/枚	1,800 円
ラバーシーツ	145 円/枚	725 円

※月額（30日計算）は目安です。参考までの下記の数式をご確認ください。

※寝具類は掛け布団、肌掛け布団、ベッドパット、枕、枕カバー、敷布、包布がセットになっています。

- ・バスタオル 2 枚/回 × 2 回/週 × 4,3 週 × 30 円
- ・フェイスタオル 1 枚/回 × 2 回/週 × 4,3 週 × 15 円
- ・おしぼりタオル 6 枚/日 × 30 日 × 10 円
- ・ラバーシーツ 1 枚/週 × 5 週 × 145 円

◆訪問理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービス（カット、パーマ、カラー、顔そり、髭剃りなど）をご利用いただけます。毎週月曜日と木曜日にご利用いただけます。

◆レクレーション・クラブ活動・行事費

利用者の希望により、レクレーションやクラブ活動・行事に参加していただくことができます。

毎月の利用料金は、① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ となります。

※①は利用者の 1 年間の収入によって、②と④と⑤は利用者の要介護度によって料金が異なるので、当てはまる金額で計算をして下さい。